

# 令和7年度以降の変更点について

---

秋田市障がい福祉課

# 主な変更内容

---

## 令和7年度から

- ・業務継続計画(BCP)未策定減算の経過措置が終了 《全サービス》
- ・処遇改善加算の経過措置区分(V)が終了 《一般、計画、障害児相談以外の全サービス》
- ・地域連携推進会議が努力義務から義務化へ 《障害者支援施設、共同生活援助》

## 令和8年度から

- ・地域移行等意向確認体制未整備減算の経過措置が終了 《障害者支援施設》

※《 》内は対象のサービス種別

# 業務継続計画（BCP）未策定減算

業務継続計画の策定及び策定した業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、業務継続計画未策定減算が適用される

## 減算単位数

- ① 所定単位数の**100分の3**（施設、居住系サービス）
- ② 所定単位数の**100分の1**（通所、相談系サービス）

## 適用期間

基準を満たさない事実が生じた翌月から  
状況が解消されるに至った月まで

# 業務継続計画（BCP）未策定減算

## 訪問、相談系サービス

令和7年3月31日まで、業務継続計画未策定減算を適用しない

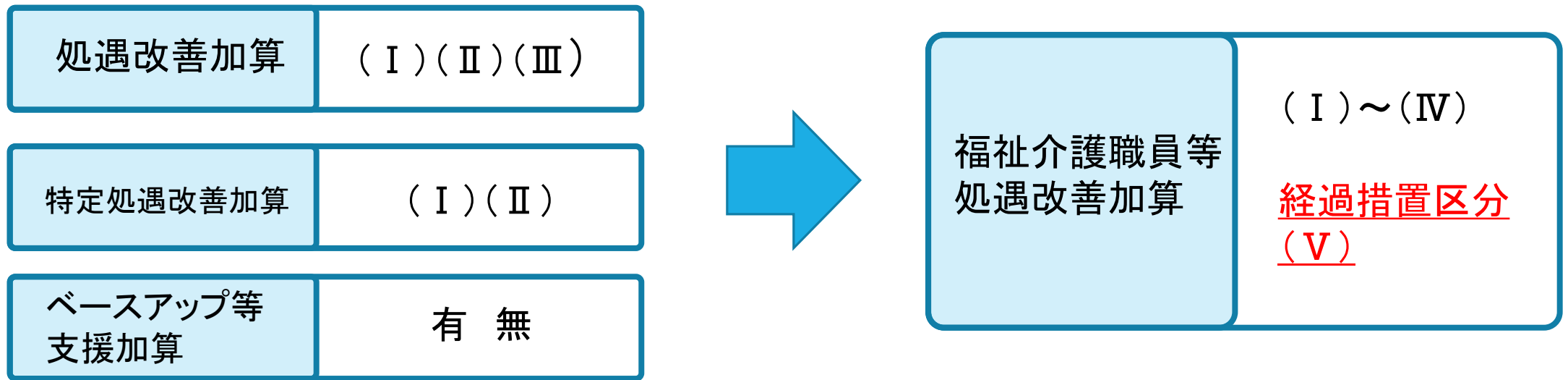
## その他のサービス

令和7年3月31日まで、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備  
および「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、  
業務継続計画未策定減算を適用しない

現時点で未策定の場合、令和7年4月1日から減算の対象となる

# 処遇改善加算の経過措置区分（Ⅴ）

令和6年度報酬改定に伴い、従来の処遇改善加算等が一本化され、福祉・介護職員等処遇改善加算となる。



激変緩和措置として設定されていた区分（Ⅴ）については、令和7年3月31日で終了し、（Ⅰ）から（Ⅳ）の算定区分となる

# 地域連携推進会議の義務化について

## 地域連携推進会議

障害者支援施設および共同生活援助事業所において、利用者の地域との関係づくり、地域の人への施設やサービスの理解の促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等を目的として事業所が設置する会議

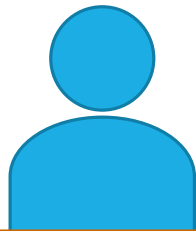
## 会議の構成員



利用者

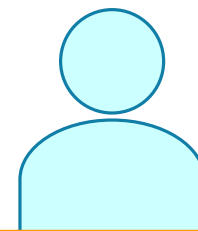


利用者家族



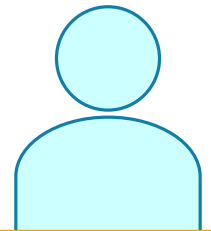
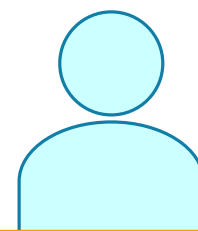
地域の住民

必須



有識者（福祉、経営等）

任意



市町村担当者

# 地域連携推進会議の義務化について

障害者支援施設および共同生活援助事業所について、おおむね年1回以上

地域連携推進会議の開催



地域連携推進員（会議の構成員）  
による事業所見学

令和6年4月1日から努力義務化



令和7年4月1日から義務化

※実施していない場合、減算等の措置はないが、指導の対象となる

# 地域移行等意向確認体制未整備減算

障害者支援施設等について、利用者の地域移行への意向確認が令和6年4月1日から努力義務化、令和8年4月1日から義務化されます。

## 必要な措置

- 地域移行等意向確認等に関する指針の整備
- 地域移行等意向確認担当者の選任
- 意向確認の実施と個別支援計画への反映



# 地域移行等意向確認体制未整備減算

## 地域移行等意向確認等に関する指針の整備

以下の内容を定めた指針を整備することが望ましい

1. 地域移行等意向確認等の時期
2. 地域移行等意向確認担当者の選任方法
3. 地域移行等意向確認等の実施方法および実施体制
4. 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援  
その他地域生活の移行に向けた支援の内容
5. 地域との連携機関

# 地域移行等意向確認体制未整備減算

## 地域移行等意向確認担当者の選任

担当者は、サービス管理責任者、又は地域における相談体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。

## 意向確認の実施と個別支援計画への反映

作成した指針に基づき意向確認を実施し、その内容をサービス管理責任者へ報告するとともに、個別支援会議に報告しなければならない。また、意向確認は担当者が中心となって少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。

# 地域移行等意向確認体制未整備減算

以上の措置を講じていない場合、経過措置が終了する令和8年4月1日から地域移行等意向確認体制未整備減算が適用され、1日につき5単位が減算

【参考】 障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル  
～地域移行等意向確認等に関する指針作成のためのマニュアル～

URL: <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2025.html>

※令和7年4月17日付けで秋田県障害福祉課よりメール送付済